

東三河の くらしと自治

「住民と自治」2016年9月号付録
会報：「東三河くらしと自治」
2016年8月10日 第55号
発行：東三河くらしと自治研究所
発行人：宮入興一（代表世話人）
住所：豊橋市今橋町1番地
豊橋市市職労内：0532-51-3090

「創立10年 これまでの10年、 これからの10年に向けて」



宮入 興一（代表世話人）

東三河くらしと自治研究所は、2007年9月29日に設立され、数えて10年の節目を迎えます。当初数十名であった会員は、現在、個人・団体合わせて約120名となり、この間それなりに力もつけ、実績も上げてきました。

今日、お渡しした冊子、「東三河のくらしと自治」は、当研究所の10年間の「会報」の合本であると同時に10年間の活動年表がつけてあります。当研究所は、この地域に、「住民の、住民による、住民のためのシンクタンク」をぜひ作りたいという、豊橋市職員労働組合や市民団体、また東海自治体問題研究所からの働きかけもあって発足しました。

10年前というのは、小泉内閣が2001年4月に成立し、市町村合併や行政改革、労働規制の緩和、働く人の権利侵害を含む新自由主義路線が押し進められた時期で、東三河の地域でも、様々な矛盾や住民生活の困難が増大してきていました。2007年9月26日に小泉内閣が倒れ、その3日後に当研究所は設立されたのです。

その後、とりわけ安倍政権下で、秘密保護法や安保法制の強行に象徴されるように、日本国憲法の改悪が露骨に画策されています。そこでは、平和主義とか、民主主義とか、基本的人権とか、日本国憲法の最も重要な支柱がないがしろにされています。その一つとして「地方自治」があるわけです。その意味で当研究所に期待されているところは今まで以上に大きいと考えています。国は全国総ての都道府県と市町村にもれなく地方創生総合戦略計画を提出させ、それを使ってコントロールすることにしてしています。その中ではTPPはじめ、いわゆる新自由主義といわれる資本の自由をもっと許すような形での対応が考えられています。私たちは、これに対してどのような対案を具体的に提示できるか、今後の試金石としてためられていると思われまます。

これまでの10年を振り返り、これからの10年について、最初の志を忘れず、改めて原点に立ち返って活動を進めていかなければならないと考えています。新しい方を迎え入れて組織の活性化を図ることが大きな課題となっています。以前、2010年から他団体と一緒に「東三河くらしと自治を考える集会」を開催しました。幾つかの分科会で討論もしました。いま改めて、このような全市民的な取り組みの必要性を痛感しています。

これからもよろしく願い致します。

創立 10 周年記念パーティー開かれる

記念講演終了後、6階に会場を移して記念パーティーが開かれました。参加者は30名と会員の総数から考えると少し寂しい数でしたが、食べものも十分に用意され、和気藹々とした楽しい雰囲気の祝賀会となりました。

〈記念講演もして下さった、岡田知弘先生のご挨拶〉

私も10年前から自治体問題研究所の理事長をしています。この10年の中で、「全国に町研を作りましょう」といような所で町研が作られてきました。

今日頂いた冊子を見まして、ここまでしっかり研究活動をしている所は正直少ないと思いました。しっかりできている所を見ると「代表者と事務局」、ここがちゃんと座っているかどうかです。

来年の全国商工交流研究集会を豊橋市で開催したいと思っています。私も実行委員の一人ですので是非ご協力頂ければと思います。当研究所がさらに発展することをお祈りしましてお祝いの言葉とします。



〈東海自治体問題研究所、中田實先生のご挨拶〉

それぞれの地域には固有の構造があり、問題があります。最終的にはその地域の住民の方がどう考え、どう進むかということです。その時に、東三河のような研究所がそれぞれの地区にできて、そこの問題に取り組むということが大事なことだと思いますが、それがなかなかできないのです。その点では東三河の経験をいろんな所で生かしていかなければならないと思っています。これからも一緒に歩んでいければと思います。今日は本当におめでとうございませう。



「KAZAHANA」の皆さん

第10回東三河くらしと自治研究所総会を開催

…豊かな活動報告と方針・役員体制…

6月12日(日)、カリオンビル(5階、大会議室)において2015年度第10回総会を開催しました。第1部の総会は80名(委任状50名含む)、第2部の岡田知弘先生(京都大学大学院教授)の記念講演には41名(会員外含む)が参加しました。

最初に宮入代表から「節目の年として今後いっそう量的にも質的にも力量をつけていかなければならない」と挨拶の中で話されました。その後、加藤事務局長から「活動報告並びに収支決算、活動計画並びに収支予算、世話人と監事の選出について」議案を提案し、全員の賛成で承認されました。

尚、10周年記念誌「東三河のくらしと自治」(会報合本1号～53号、314頁)を作成しました(記念誌は「当研究所積立金特別会計」を取崩し190冊作成。会員に無料配布)。



記念誌は2007年9月～2016年4月までの「活動記録」を掲載しています。

総会質疑の発言を紹介します(要約、事務局)。

保木井秀雄さん(7/23開催する地域医療学習会について)



介護問題が非常に深刻となるなか実は、医療の方も大変な事態になろうとしています。とりわけ東三河は大幅な病床の削減計画があり、その運動方向を提起する必要が求められています。国はこれから10年間で病床を約20万床削減する計画で、愛知県も国のガイドラインに沿って、試算をしています。東三河南部診療圏、北部診療圏で1,752床を病床削減対象とする計画。地域的には大変な状況になり、また医療従事者を減らす計画もあり、地域住民からみれば入院し辛い状況となります。今でもよく聞くことですが、「病院から追い出される」ということが強まると思います。愛知県で1,500～1,600病床減少、地域医療圏ごとに増減があって、結果的には東三河地域は、全県の病床減少を全部ひっかぶる計画となっています。

市野和夫さん(設楽ダム問題について)

設楽ダム予定地の近くの地質調査を専門家の協力を得て進めてきて、かなりの問題点が証拠を集めて明らかにできつつあります。一つは、活断層について、国土交通省はマニュアルに基づいて調査を行っていない。それから地質調査の重大な間違いが発見できました。問題だらけで、絶対造ってはいけないということが、地質、地盤の方でもはっきりしてきましたので、もう一回そこから運動を立て直すという



ことを提起したい。

2016年度活動計画

1. 会員が喜びと興味を持って参加できる活動を目指します。
 - ①サイエンスカフェなど会員が気軽に参加できる交流の場を充実させます。
 - ②東三河地域の魅力を学ぶ再発見ツアーを継続し充実させていきます。
 - ③会員の要望・研究テーマなどを把握するために、調査・アンケート等を行い、活動に反映させます。
2. 地域の課題・要請に応えられる調査・研究を進めます。
 - ①地域の諸課題について学び、考える場をつくります。
 - ②地域医療・保健・介護等が抱える諸課題について調査研究を進めます。
 - ③子育て問題についての調査研究活動を発展させます。
 - ④食料・農業問題について調査研究活動を発展させます。
 - ⑤地方財政論講座を充実、発展させます。
3. 地域政策・提言活動を充実させます。
 - ①災害に強いまちづくりに関する調査研究を進めます。
 - ②三河湾問題と設楽ダム問題について調査研究を進めます。
 - ③東三河広域連合の動きについて調査研究・広報活動を進めます。
 - ④以上の調査・研究に基づいた提言活動を進めます。
4. 会報の定期発行・ホームページなどの広報活動を充実し、新規会員を増やします。

今年度から世話人に杉浦満さん、牧野幸雄さん、近藤暁夫さんを新たにお迎えしました。

2016年度の世話人・監事

(常任世話人9名、世話人20名、会計幹事2名)

(常任世話人)

宮入 興一	代表世話人		
高橋 正	副代表世話人	森 博勇	副代表世話人
清水 芳卓	副代表世話人	佐藤 清純	副代表世話人
渡辺 達郎	副代表世話人	加藤 健治	事務局長
鈴木 正廣	事務局次長	河合 やちよ	事務局次長

(世話人)

岩瀬 康一	浅尾 洋平	伊藤 政志	内山 治夫
長谷川 洋二	河辺 正男	後藤 伸也	斎藤 啓
鈴木 みさ子	高部 好弘	長坂 圭造	中根 徳雄
中村 貴之	西堀 喜久夫	保木井 秀雄	森 清
杉浦 実	杉浦 満	牧野 幸雄	近藤 暁夫

(会計幹事)

中野 昌尚	太田 清子
-------	-------

…東三河くらしと自治研究所第10回総会記念講演記録（概略）…

安倍流「地方再生」を問う

—住民が主人公の地域再生の方向—

岡田 知弘氏(京都大学大学院教授)

第二次安倍政権について、私は「富国強兵」型国家づくりといているのですが、富国の「国」は「多国籍企業の国」。国家でも国民でもない多国籍企業を富ますような政策と強兵政策、軍備拡張で戦争ができる体制づくりをやろうとしている。この国の方向を作るために、9条の解釈改憲を閣議決定し、安保関連法(戦争法)を強行した。しかし、これだけでは戦争はできない。自衛隊がアメリカ軍と一緒に自由に国内で行動するためには、県道、市道、市の施設など自由に使えるようにする。そのために地方自治というものを抑えていく必要がある。

地方自治体の最大の責務は何か。住民の福祉の向上である。成長型の東三河広域連合と聞いて、びっくり。地方自治体の一つとしての目標は住民の福祉の向上である。それははき違えている。平和国家としての日本を作ろうとしたらどうしたらいいのか。それには地域の所で地域に根ざしながら経済活動、社会活動をしている中小企業・農家・協同組合の力、これを発展させる方向が最もふさわしい。中小企業庁の初代長官であった蛭川虎三元京都府知事は、「憲法を大事にする経済政策は、中小企業を大事にすること、中小企業の健全な発展こそが要」と。安倍首相は戦後改革で出来た成果を壊すことを進めている。地方自治権を破壊して「富国強兵」の国家を作ることを進めている。いま、地域の住民に根ざした産業政策、福祉政策を第一にした方向、ここが問われている。



「地方創生」は道州制へのつなぎ。2014年の自民党政権公約で「道州制導入までの間は、地方創生の視点に立ち…基礎自治体の権限強化を図る。」なぜ道州制にこだわるのか。日本経団連は、道州制のことを「究極の構造改革」といっている。その中身は、都道府県を廃止し、10程度の州にする。すると、毎年10兆円近くのお金が浮くという。これをインフラ、国際空港・港湾、都市高速道、その充実のための財源にする。外資系企業誘致の資金にする。そして、県を無くし、基礎自治体を30万人規模、300自治体に再編する(平成大合併で今1,717自治体)。これは経済効率上の話だが、もう一つ重要なことは、役割分担。国と州と基礎自治体、それぞれ二重、三重行政は無駄なので、国は外交、軍事、通商政策をもっぱら担当し、道州政府は産業基盤(公共投資)、そして経済政策、高等教育政策。大きな基礎自治体では住民自治は機能しない。むしろ団体自治だけ強くなっていく。地方政府は、医療、福祉、義務教育等、住民に一番身近なサービスだけをやる。明治憲法のような縦の従属体制に戻すということが、役割分担の最大の狙い。だからこそ、戦争ができる国造りのために道州制は切っても切れないやらねばならない課題(安倍首相)。地方交付税もあるから甘えがでると。これを無くして企業誘致してお互いに自助努力する。そして、その財源の範囲で行政サービスをやればよい。足りなくな

れば、地方消費税をさらに上げていく。

「地方創生総合戦略」は実行段階に入ってきている。「まち・ひと・しごと創生法」は国が総合戦略をつくるだけでなく、2015年度内に地方自治体に総合戦略を策定する努力義務を課し、東京都を除く自治体に全て実行目標をたてさせ、総合戦略づくりをさせる。国家の地方創生総合戦略の柱は、移住と企業の移転促進を含めて、雇用、子育てに合わせ、行政の集約化と拠点化、拠点都市の公設施設・サービスに集約して小さな周辺の町村はリストラシ、地域間連携を図っていく。拠点都市と近隣の市町村の連携を促進する。連携中枢都市圏、広域連合もその一つのやり方。2014年以来総務省が進めきた公共施設のスクラップ&ビルド、民営化計画を一気に進めていく。もう一つは学校。文科省が公立小中学校の統廃合の手引きを作り、これに基づいて、本来地域づくりの核である小学校の統廃合を進めていく。地方創生総合戦略の考え方として、地域別に目標を変えていることが注意すべき点。大都市圏は、地域包括ケアができるような体制をつくり、民間に投げて医療、保健を一体的に整備した体制づくりをする。また、地方都市圏は、地域連携。そして中山間地域は小さな拠点、全国に5,000カ所を整備する。集落でも消滅危機の有る集落もある。そうでない拠点集落に、行政機能、支所とか、学校とか、医療施設を集中し、弱い集落は地域交通機関でつないでいく(人口が減ったとしても対応できる仕組みづくり)。拠点の集落でも、中国山地の話では、コンビニを住民が自分たちで請け負うとか、郵政公社がやっけていく動きも現れてきている。市場化と国土の再編、地方創生総合戦略が動き始めている。

「地方創生」というのは地域を、大都市も、農山村も破壊するもの。TPPと地方創生は、地域の再生に全く繋がっていないことは明らか。東京に本社をおく大企業は、地方への本社機能の移転はしない(経団連調査、移転可能性ある回答企業7.5%、ただし、道州制なら良いと)。あくまでも東京に拠点をおくグローバル大企業は、利益ある所へは虫食い形に進出していく。そうでない大企業は、大都市を中心にして非正規雇用拡大しながら利益を最大化していく。決して地域の担い手である中小企業、農家の皆さんの力をつけるものになっていないところが重大問題である。ここに根本的矛盾がある。

憲法をくらしのなかに生かした、持続可能な地域、日本をつくるとすれば、外から企業を引っ張ってくるのではなく、地域内の圧倒的多数の経済主体である中小企業、農家、協同組合の力を十二分に引き出しながら、そこで地域の経済循環をつくっていくことが要となる。

中小企業振興基本条例をつくる自治体が増え現在190自治体、県レベルで38になっている。地域の経済主体が投資を繰り返す力をつけていく。「地域内再投資力」という言葉を私は使っている。持続可能な地域経済が実現していく。それは自治体が多く財源をもっているから。主権者は圧倒的多くの中小企業、農家、協同組合である。

財界の方は、儲けを拡大するために大きな基礎自治体、大きな州を作ろうとしている。そうでなくて、生活圏を大事にしながら安心・安全な街を作っていくために、生活に近い単位で地域自治制度を下から積み上げていくこと、これが、これからの日本に必要な道ではないかと思う。ヨーロッパはこうした所が多い。アメリカもそうかもしれない。

それぞれの市町村のところで地域づくりの方向性を提示し、地方自治の在り方を日本全体に、東三河から問いかけていく、このような活動を期待する。

地域医療学習会(7月23日)に65名が参加

「地域医療構想」を県が9月に決定か！？

…全県で1,414床、東三河は1,752床の病床削減…

政府が「税と社会保障の一体改革」の名のもとに、2014年に成立させた「医療・介護総合確保法」の具体化にあたって、5月14日の「地域包括ケアシステム」学習会に続き、今回は「愛知県地域医療構想」について、県社会保障推進協議会事務局長の小松民子さんをお招きして、構想(案)の内容と背景について学習・討論を深めました。

会場の豊橋市民文化会館には、医療関係者や自治体職員だけではなく、地元選出の県議・市議はじめ豊川・蒲郡からも多数の参加(65名)があり、準備した資料が不足する事態になり、大変申し訳ありませんでした。あらためてお詫び申し上げます。アンケート(回収31名)結果では14名(45%)が、今回の病床削減計画をこの学習会で「初めて知った」ということでした。学習会に足を運んだ人でも約半数が「知らなかった」状況で、地域医療の供給体制に重大な変更がされるのは由々しい事態です。

全国では20万床削減「医療から介護へ、入所から在宅へ」

小松さんは、愛知県で1,414床削減となる今回の計画のおおもとにある国の計画では、現在の135万床から2025年までに115万床まで20万床(約15%)削減することになっている。その理由は病床の機能分化と入院日数短縮で医療費を抑制することであり、人口減の多い県では30%削減が押し付けられるところもあると話を始めました。そして、病床機能分化は急性期を減らして回復期を増やす計画だが、病院を出された人の受け皿である介護保険は「国家的詐欺」と言っても過言でない連続改悪が続いていることについて詳しく報告されました(本稿では昨年5月の介護保険学習会、参照)。



都道府県は2018年に医療と介護を一体化した6ヶ年計画策定

そのうえで、2015年から三年間の第6期介護保険事業推進の期間に要支援の訪問・通所介護の市町村移管を終え、2018年から6年間の新たな介護保険事業支援計画を策定する介護分野と、同じく2018年から6年間の新たな地域保健医療計画(病床機能区分を明確にした地域医療ビジョン)をドッキングさせることで、2018年を起点にした「医療・介護総合確保計画」を各県が策定することを義務付けた。さらに言えば、これに2018年度からの国民健康保険の都道府県への財政管理移行が重なるという、国の医療・介護にかける予算抑制策の全体計画を解説されました。

必要病床数「一定割合は在宅医療等に移行する前提で試算」

次に小松さんは、愛知県が公表している地域医療構想(案)と2025年必要病床数案に基づいて説明を行いました。「構想策定の趣旨」には、2025年に向けて、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加するので、地域の医療提供体制(病床の機能区分と必要病床数)の姿を明らかにするとあります。ところが、必要病床数の推計では「長期で療養を要

する患者のうち一定割合を在宅医療等に移行する前提で算定する」としています。しかし、在宅医療の提供体制は全く不備ですから、構想の前提には根拠がありません。

(高度)急性期病床を回復期病床に転換、それでも過剰と

必要病床数(案)は、県内の11の二次医療圏域ごとに機能別種別(高度急性期/急性期/回復期/慢性期)に分けて、2014年の病床数と2025年の必要病床数が一覧表になっています。全県では高度急性期7,564床過剰、急性期5,217床過剰、慢性期2,644床過剰で、回復期だけが14,011床不足です。つまり、(高度)急性期病床数等を回復期病床数に転換しても、なお1,414床過剰という数字です。医療圏別では4医療圏が不足、7医療圏が過剰ですが、東三河北部(新城・北設楽)は270床(50%)過剰、東三河南部(豊橋・豊川・蒲郡・田原)は1,482床(22%)過剰となっています。全県で1,414床過剰ですが、東三河だけで1,752床過剰だということです。全県の過剰分を引き受けても、さらに過剰なので病床を削減せよという、目まいしそうな試算が出ているのです。豊橋市病800床+豊川市病440床+蒲郡市病382床を全部削減対象(ありえないことですが)にしても、まだ過剰という数字です。これでは地域医療は崩壊します。

内部からも「国の進め方に無理に合わせる必要はない」

興味深いのは県の資料の中にある「各地域医療構想調整ワーキンググループの意見」です。東三河北部(本年1月6日)では「過疎高齢化対策が一番求められている。急性期も受け入れられる医療提供体制を整えないといけないが、そのような対策なしに病床規制されるのはおかしい」「在宅医療がかなり増えているが、無理やり在宅医療に放り込んでいるように感じる。病床を規制する必要はなく、各病院が経営責任をとればよい。北設楽郡の三分の一が独居高齢者世帯であり、在宅が成り立たない。施設の受け皿も必要」。東三河南部(同1月8日)でも「東三河南部だけが突出して病床を減らさなければならぬことになっている。数字を入れて当てはめただけの目標数値を作って本当に大丈夫か。数字が独り歩きしないかという懸念がある」。また東三河だけでなく、尾張北部からは「国の進め方に無理に合わせる必要はない」(同1月20日)等の意見が出て、3月の医療審議会では強行できなかった経緯があります。これらの意見について、どのような討議を経て9月の審議会では決定しようとしているのか。真に不可解というしかありません。

県の担当課は「議会に諮る考えはない」と県社保協に解答

しかも、県の担当部局は、県社保協が「決める前に議会に諮るべきではないか」と申し入れたところ、「そういう考えはない」と回答。8月3日の審議会医療体制部会を経て9月の審議会で決める意向とのこと。事態は一刻を争う重大局面を迎えており、県・市議会等に対する住民側からの働きかけが必須です。しかし、資料にあるように圏域ごとのワーキンググループでは批判的意見が圧倒的に多かった事実も公表されており、具体化の役割を担う「地域医療構想調整会議」の動向にも注目していきましょう。

学習会当日は、会場からも7名の発言があり、司会の清水副代表世話人が「当研究所は運動団体ではないが、2018年起点の医療と介護の一体化6ヶ年計画策定に向けて、引き続き取り組んでいきたい」という、まとめの発言をして終了しました。

